

市立枚方宿鍵屋資料館の指定管理について

社会教育部 文化財課

1. 政策等の背景・目的及び効果

市立枚方宿鍵屋資料館については、平成18年度から指定管理者制度の導入による施設運営を行っています。現行の指定管理者の指定期間が平成32年3月31日で満了となるため、本年度において、次期指定管理者の選定手続きを行うものです。

2. 内容

(1) 施設

名 称 市立枚方宿鍵屋資料館
所在地 枚方市堤町10番27号

(2) 指定管理者の選定方法

公募を実施し、指定管理者選定委員会に諮ります。

3. 実施時期等（今後のスケジュール）

平成31年	6月	文教委員協議会へ報告
	〃	条例一部改正議案提出
	6月～9月	指定管理者選定委員会の開催（4回程度）
	11月	文教委員協議会へ報告
	12月	市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者の指定議案提出
平成32年	4月	次期指定管理者による管理運営の開始